

## 岡崎市岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業に従事する勤労者に福祉の向上と生活の安定を図るための総合福祉事業を行う公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会の運営に必要な経費を市が補助することにより、勤労者の福利増進並びに中小企業の振興発展に寄与することを目的とする。

### (補助金の交付)

第2条 市は、毎年度予算の定める範囲内において岡崎市岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会（以下「共済会」という。）とする。

### (補助金の対象)

第5条 補助金は、共済会の運営に要する経費を交付の対象とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、別に定める算式により算定した人件費、一般運営費及び退職給付引当金に要する額の10分の10の額とする。ただし、その他財源となる収入があった場合は、補助対象経費から当該収入を差し引いた額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書の提出)

第7条 共済会は、岡崎市岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認める書類を添え、4月1日までに、市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 共済会は、岡崎市岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金実績報告書(様式第2号)に事業報告書、収支計算書、その他市長が必要と認める書類を添え、当該年度末までに市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 市は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、共済会に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、規則第11条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、市長が認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けたときは、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 共済会は、当該補助金の対象となった備品(以下「補助対象備品」という。)について、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助金の交付を受けた申請者が、補助対象備品を処分したことにより収入を得たときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができ

る。ただし、当該収入を本補助金の対象となる経費に充てる場合は、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

補助金算定表

区 分	補 助 対 象 経 費	補助率
人 件 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済会役員及び評議員報酬</li> <li>・ 共済会に勤務する職員に要する人件費 (給料手当、福利厚生費、賃金等)</li> </ul>	1 0 / 1 0
一般運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済会運営に要する事務費 (旅費交通費、会議費、通信運搬費、消耗什器 備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、借 料及び損料、手数料、委託料、負担金支出、 雑費等)</li> </ul>	1 0 / 1 0
退職給付引 当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職給付引当金</li> </ul>	1 0 / 1 0